

明石市社会福祉審議会 2018年度(平成30年度)各専門分科会等の開催状況について

1 民生委員審査専門分科会

(1)開催状況

●第1回会議

開催日：2018年(平成30年)6月21日

議事：欠員補充にかかる委員候補者の適否の審査

⇒平成30年8月1日委嘱予定の候補者3名(望海地区1名、魚住東地区1名、魚住地区1名)を適任として、国へ推薦することに決定

●第2回会議

開催日：2018年(平成30年)11月5日

議事：欠員補充にかかる委員候補者の適否の審査

⇒平成30年12月1日委嘱予定の候補者9名(朝霧地区2名、大蔵地区3名、衣川地区2名、大久保北地区1名、二見地区1名)を適任として、国へ推薦することに決定

(2)今後の予定

●第3回会議

開催日：2019年(平成31年)3月4日

議事：欠員補充にかかる委員候補者(平成31年4月1日委嘱予定)の適否の審査

2 障害者福祉専門分科会・審査部会

(1)開催状況

●第1回審査部会

開催期間：2018年(平成30年)5月2日～5月15日

審査件数：①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・38件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・9件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・10件

●第2回審査部会

開催期間：2018年(平成30年)7月2日～7月20日

審査件数：①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・19件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・12件

●第3回審査部会

開催期間：2018年(平成30年)9月3日～9月18日

審査件数：①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・13件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・2件

●第4回審査部会

開催期間：2018年(平成30年)11月1日～11月13日

審査件数：①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・13件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・3件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・4件

●第5回審査部会

開催期間：2019年（平成31年）1月7日～1月22日

審査件数：①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・12件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・4件

(2)今後の開催予定

●第6回審査部会

開催時期：2019年（平成31年）3月頃開催予定

3 児童福祉専門分科会（保育所等認可部会）

(1)開催状況

●第1回会議

開催日：2018年（平成30年）7月1日

議事：保育所等の認可にかかる意見聴取

・認可保育所 1件

●第2回会議

開催日：2018年（平成30年）8月19日

議事：保育所等の認可にかかる意見聴取

・幼保連携型認定こども園 2件

・認可保育所 2件

●第3回会議

開催日：2018年（平成30年）9月16日

議事：保育所等の認可にかかる意見聴取

・幼保連携型認定こども園 2件

・認可保育所 1件

●第4回会議

開催日：2019年（平成31年）1月19日

議事：①保育所等の認可にかかる意見聴取

・認可保育所 3件（※法人分割に伴う新法人からの設置認可申請による）

・小規模保育事業所（A型） 3件

②平成31年度 特定教育・保育施設の利用定員の変更について

(2)今後の開催予定 なし

4 高齢者福祉専門分科会

(1)開催状況 なし

(2)今後の開催予定

●第1回会議

開催日：2019年（平成31年）2月15日

議事：「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の進捗管理（事業の達成状況や今後の方向性等）について

総合福祉センター新館の整備について

1. 概要

本市が掲げる「やさしいまちづくり」や「共生社会ホストタウン」の発信拠点として、障害者スポーツの体験や様々な福祉的課題に対する研修等を行う多目的ホール、「食」を通して気づきと支え合いを育む交流スペース、地域福祉の担い手となるボランティアの活動支援室等を備えた施設を、平成31年4月供用予定とし整備に取り組んでいます。

ハード・ソフト両面のバリアフリーに配慮し、誰もが参加・利用できる施設として、全ての市民が包摂的に共存する『インクルーシブ』の理念にのっとり、共生社会を作るといふ本市の取り組みの一環として整備し、既存の総合福祉センター本館と一体的に運用することで、さらなる地域福祉の充実と障害者理解の促進を目指します。

- (1)所在地 明石市貴崎1丁目5番46号
- (2)構造・用途 軽量鉄骨造 地上2階建 延床面積約510㎡
 - 1階 多目的ホール(障害者スポーツ・研修)・ロビー・事務所
 - 2階 交流スペース兼飲食スペース(障害者就労支援、みんな食堂等)・会議室兼ボランティア活動室・打ち合わせ室
 - 外構 多目的広場(障害者スポーツ・福祉体験ゾーン)

2. 利用者への配慮

- (1)聴覚障害者への配慮 館内貸出用信号装置、難聴者用磁気ループシステム、遠隔手話通訳用タブレット、聴覚障害者向けテレビ放送チューナー、筆談ボード等
- (2)視覚障害者への配慮 音声付点字案内板、誘導点字ブロック、点字付き手すり等
- (3)身体障害者への配慮 車いす対応エントランススロープ、多目的トイレ、非常用階段避難車、貸出用車いす等
- (4)こどもへの配慮 授乳室、キッズスペース、こども図書コーナー等
- (5)障害者スポーツの理解 バリアフリー卓球台、スポーツ用車いす、ボッチャ体験セット、ブラインドサッカー体験セット等

3. 事業内容

上記の設置目的に沿って、以下の事業を行う予定としています。

- (1)各種障害者スポーツの体験イベント等の実施
- (2)「食」を通して気づきと支え合いを育む『みんな食堂』の実施
- (3)障害者を雇用し、交流スペースにおいて喫茶軽食類を提供
- (4)センター利用者に対する啓発展示、障害者等の作品展示等の実施
- (5)様々な福祉的課題に対する講演や研修会等の実施
- (6)地域福祉の担い手となるボランティアへの活動支援の実施

(仮称) あかしインクルーシブ条例の検討状況について

本市が国から「共生社会ホストタウン」に指定されたことを受け、これまで本市が進めてきた「やさしいまちづくり」をさらに充実させ、その実現に向けた取組を加速させていくにあたって今後の指針となる新たな条例の制定に向け、現在検討を進めているところです。

つきましては、(仮称) あかしインクルーシブ条例の検討状況について報告します。

1. これまで実施した条例検討の取組

(1) 条例検討会の設置及び開催

市民と行政が一体となって検討を進めるため、障害当事者や支援者、学識経験者、民間事業者等、様々な立場の方々に参加いただく検討会を設置しました。

また、国が東京オリンピック・パラリンピックを機に「共生社会の実現」に向けた取組を推進していくにあたって作成した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を踏まえ、検討会に「心のバリアフリー部会」と「ユニバーサルデザインの街づくり部会」の2つの部会を設置しました。各部会で課題整理を行ったうえで、全体会において条例案を集約する予定です。

ア 第1回検討会（2018年8月27日（月）開催）

全体会で条例のイメージを共有し、その後各部会で課題抽出を中心にした意見交換を実施しました。

イ 第2回検討会（2018年11月12日（月）開催）

各部会で引き続き課題抽出に係る意見交換を実施し、併せて条例に盛り込むべき事項を確認しました。

ウ 第3回検討会（2019年1月30日（水）開催）

各部会で中間とりまとめ案を提示し、中間とりまとめ案に係るグループディスカッションを実施しました。その後全体会において各部会の検討状況について報告しました。

(2) 障害当事者等の実質的な参加

当事者団体・支援者団体へのヒアリングを実施することにより、検討会以外でも広く意見を聴取する機会を確保するなど、障害当事者等の参加が形式的なものにならないよう努めました。

ア 2018年5月から6月にかけて、車いすユーザー、視覚障害者、聴覚障害者合計4名にそれぞれ個別ヒアリングを実施しました。

イ 2018年9月から10月にかけて、「あすく」に加盟しているそれぞれの障害当事者等団体にヒアリングを実施するとともに、条例の周知を図りました。

2. 条例案の方向性

インクルーシブの考え方を、市全体に浸透させ、かつ、市の様々な政策に落とし込むための拠り所となる基本的な理念を定める予定です。

《現時点の条例の構成案》

基本理念

市の責務、市民及び事業者の役割

当事者参画

庁内連携・関係機関連携

情報の利用

総合相談体制の整備

福祉人材の確保、障害者に対する就労支援

インクルーシブ教育の推進

バリアフリー化の促進

移動手段の確保に係る方針

災害時要配慮者の支援

ユニバーサルツーリズムの促進

3. 今後の取組予定

●2019年

- ・関係団体等（「あすく」、ユニバーサルモニター、135Eネット等）へのヒアリング（3月～4月）
- ・第4回検討会開催（5月）
⇒中間とりまとめ案を踏まえた条例のとりまとめに向けた協議を実施
- ・第5回検討会開催（8月）
⇒条例素案のとりまとめ
- ・9月議会にて条例素案について報告予定
- ・パブリックコメントの実施（10月）
- ・12月議会にて条例議案を提案予定

●2020年

- ・条例施行予定（4月1日）

明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例の制定について

1 制定の目的

市では、罪に問われた人等の円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進し、また、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした更生支援の取組を進めてきたところですが、再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「法」という。）の施行（平成28年12月）等を踏まえ、関係機関等の協力や市民の理解のもと、より安定的・継続的に更生支援の取組を推進するため、新たに条例を制定しました。

2 検討の経過

条例の検討に当たっては、関係行政機関や更生保護関係者のほか、学識経験者、市民活動団体・社会福祉法人の関係者等で構成する条例検討会を設置し、昨年1月から10月にかけて4回の会議を開催したほか、更生支援ネットワーク会議や意見公募手続（パブリックコメント）等において、市民等の声をお聞きしながら、本条例を取りまとめました。

3 条例の概要

（1）第1章 総則（第1条～第3条）

目的、用語の定義、基本理念について規定しています。

（2）第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力（第4条～第8条）

地域における支援の主体としての市の責務、関係機関等・市民等の役割、連携協力等について規定しています。

（3）第3章 基本的施策（第9条～第13条）

法に準じた支援として、対象者の特性に応じた支援等、就労・非行少年・住居確保・福祉サービス等に関する支援等について規定しています。

（4）第4章 地域社会における共生（第14条～第17条）

法第4条に規定する国との適切な役割分担等の趣旨を踏まえ、地域ならではの支援として、地域社会における共生の配慮、地域における見守り等、地域活動への参加促進、親族等に対する情報提供等について規定しています。

（5）第5章 基盤整備、市民等の理解増進等（第18条～第21条）

更生支援の推進において必要となる市の体制整備・調査研究、民間団体等に対する援助、市民理解の増進等について規定しています。

4 施行期日

平成31年4月1日

地域総合支援センターの取組状況について

生活のしづらさを抱える人が家族や地域とのつながりを持って暮らせるよう、本人やその家族等から広く相談を受け、総合的かつ包括的な支援を行う拠点である「地域総合支援センター」(以下「センター」という。)の取組状況について報告します。

1. 高齢者や障害者、子ども等に関する横断的な相談対応

様々な生活のしづらさを抱えた支援を必要とする人やその家族に対して、分野横断的な相談対応を行えるよう、保健師(看護師)や社会福祉士、主任介護支援専門員、生活支援コーディネーター、総合相談支援員、ケアマネジャーを配置し、関係機関との連携を図りながら、本人やその家族を中心とする総合的な相談・支援調整を行っています。

各センターへの来所が困難な人には、自宅等を訪問し、相談支援を行うなど、個々のニーズに寄り添ったきめ細やかな対応に努めています。

2. 地域の支え合い体制の構築

日常的な地域の中での「気づき」が、支援を必要とする人やその家族の早期発見につながるため、地域支援の担い手となる住民の結集と支え合い活動を含む幅広い社会資源等とのネットワークづくりに向けた地域の支え合い体制の構築に取り組んでいます。

(1) 生活支援体制の整備

センターに配置する生活支援コーディネーターが中心となり、地区社会福祉協議会等と協働し、資源開発やネットワーク構築、ニーズと活動のマッチングなどを実施することにより、地域における一体的な生活支援等の提供体制の整備を推進しています。

(2) 専門部会等の開催

① 専門部会【圏域/市域・事務局/地域総合支援センター】

個別ケース検討会議や地域福祉活動等からの地域課題のうち、センター運営会議において協議すべきと判断された課題について、課題ごとの中核的なメンバーが集まり、テーマ(在宅医療介護連携、生活支援)別に専門部会を開催して検討しました。

・開催回数(2018年4月～2018年12月):6回

② まちなかゾーン会議【圏域/中学校区・事務局/地域総合支援センター】

地域住民の健康増進を図るため、保健医療福祉関係者、地域住民組織の代表者等が連携し、生活習慣病予防等の健康づくりや歯・口腔の健康づくり、こころの健康づくり等をテーマに検討しました。

・開催回数(2018年4月～2018年12月):44回

(3) 在宅医療介護連携の推進

① 在宅医療・介護連携支援窓口の運営

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を運営するため、地域総合支援センター本部に在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置し、在宅医療・介護に関わる様々な職種間の連携調整や情報提供等を行いました。

・相談件数（2018年4月～2018年12月）：30件

② 多職種連携学習会の開催

地域の介護支援専門員等の介護職や看護師等の医療職との連携強化を図る多職種連携学習会の企画・開催等を行いました。

・多職種連携学習会開催回数（2018年4月～2018年12月）：2回

(4) 「いきいき！元気アップ教室」の開催

市の作業療法士等と連携し、1期4回コースの「いきいき！元気アップ教室」を開催し、健康・体力チェックや介護予防に関するミニ講話、介護予防体操、グループワーク等を行いました。

・実績（2018年4月～2018年12月）：9会場（延べ36回開催）

(5) 認知症施策の推進

① 認知症地域支援推進員の配置

地域の団体・組織や介護サービス事業所、医療機関等をつなぐ認知症地域支援推進員（地域総合支援センター本部に配置）を中心として、地域における支援体制の構築や医療介護の連携強化を図りました。

② 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の人やその家族に早期に関わり、自立生活への支援を行うため、保健師、社会福祉士、作業療法士等からなる認知症初期集中支援チームが介入し、医師を含むチーム員会議で、事例ごとに観察・評価内容を確認し、支援方針を検討しました。

・チーム員会議開催回数（2018年4月～2018年12月）：8回

「認知症早期支援事業」について

1 目的

認知症は早期の適切な対応が大切ですが、初期段階に検診や医療機関の受診をせずに症状が進行してしまう場合や、受診してもそのあとの継続的な医療や介護に繋がらないことで、進行を早め、地域での生活が難しくなる場合が多い現状です。

認知症診断に係る受診費用の助成を行うことで早期受診を促すとともに、市や地域総合支援センター等関係機関が継続的に関わることにより、認知症と診断された人への生活支援に繋げるよう、平成30年9月25日から早期支援策を実施しています。

2 事業概要

(1) 対象

75歳以上の市民

(2) 認知症チェックシートの提出

市が作成する認知症チェックシート(DASC-21)を提出してもらう(図書カード500円分を贈呈)。

(3) 受診勧奨

チェックシートの結果、認知機能の低下の疑いがある人に対し医療機関への受診勧奨を行う。

(4) 受診費用の助成

受診勧奨を受けた人が医療機関を受診した場合の初診料とMRI等の画像診断費用を最大7,000円助成する(自動車運転免許更新時等に医師の診断が必要となった人(第1分類認定)にも同様に助成)。

(5) 認知症の診断を受けた人に対する支援

本事業に基づき、認知症の診断を受けた人に対し、居場所検索用端末(GPS)の基本使用料1年間無料、又はタクシー券の交付のどちらか希望のものを助成する。

(6) 地域見守り支援

認知症チェックシートの結果や医療機関での受診結果の情報を地域総合支援センターと共有し、地域での見守り支援に繋げていく。

3 実施状況(9月25日~12月28日)

(1) チェックシート提出数

1,550件(うち対象外:48件、返送中:3件)

年齢	提出者数	認知症疑いあり	認知症疑いなし
75~79歳	736件	88件(12.0%)	648件
80~84歳	505件	106件(21.0%)	399件
85~89歳	213件	66件(31.0%)	147件
90歳以上	45件	20件(44.4%)	25件
合計	1,499件	280件(18.7%)	1,219件

(2) 医療費助成申請

9件(うち認知症診断を受けた人は1人、軽度認知障害(MCI)2人)

4 次年度以降の取り組み

- 平成31年度以降は、75歳になった人に認知症チェックシートを送付し、事業の促進を図ります。
- 認知症になっても安心して暮らせる「やさしいまちづくり」を重点的に推進するため、認知症施策の指針となる認知症施策推進条例の制定を予定しています。

みんなの給食プロジェクト「高齢者給食」について

1 趣旨

ひとり暮らしなどで孤食がちな高齢者はうつになる可能性が高く、また食への関心も薄れ、嚥下機能も低下しやすいと言われています。本市では、中学校給食の全校実施に合わせ、ひとり暮らしなどの高齢者にコミュニティセンターで温かい食事を提供し、食に対する楽しみや関心の喚起、精神的ケアや介護予防につなげるとともに、安否確認や孤立防止といった地域による見守りや支え合いの新たな機会とすることを目的に、みんなの給食プロジェクト「高齢者給食」を実施しています。

2 開催日程等

平成30年9月25日の江井島コミュニティセンターでの開催から、平成31年3月まで開催する。
(1箇所月2回程度開催)

3 会場の運営

運営者：公募を行い、地域のボランティア団体等に業務委託により運営。

業務内容：会場設営・後片付け、配膳室への給食の引き取り・返却、配膳、参加者の受付、健口(けんこう)体操の実施等

4 実施概要

中学校給食(牛乳を除く)を提供するだけでなく、地域総合支援センターやあかし保健所による見守り支援や健康相談も実施しています。

対象：実施校区内に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者等

場所：中学校区コミュニティセンター5箇所(錦城、江井島、魚住、魚住東、二見)

開催時間：午前11時30分～午後1時

参加費：1人1回300円

5 実施状況(平成30年9～12月)

	開催回数	参加者数	平均参加者数
錦城コミセン	6回	36人	6人
江井島コミセン	5回	78人	15.6人
魚住コミセン	5回	60人	12人
魚住東コミセン	5回	75人	15人
二見コミセン	5回	30人	6人
合計	26回	279人	10.7人

6 今後の展開

今年度モデル事業として実施し、課題や改善点を検証し、平成31年度以降に対象を障害者や引きこもり若者等への拡大や、全13中学校区での実施に向けて検討します。

「明石市高齢者福祉月間」の取り組みについて

1 趣旨

本市では、高齢者がこれまで暮らしてきた地域で安心して暮らせる「やさしい地域共生社会」が地域の支え合いの中で育まれるよう、昨年から9月を「高齢者福祉月間」と設定し、すべての高齢者お一人お一人を支援・応援する新たな取り組みを実施しています。

月間ではキャッチフレーズとして、

『お一人お一人が 本人らしく暮らし
周りの人たちが 本人目線で支える
みんなで取り組む やさしい地域づくり』

を掲げ、要支援高齢者への生活支援、元気高齢者への活動支援等、幅広い施策の展開を進めています。

2 新規事業等、主な取り組み内容

(1) オープニングイベントの実施

平成30年9月1日にあかし市民広場にて高齢者の地域貢献活動グループの表彰や、高齢者応援企業の紹介、介護講座等の開催など高齢者福祉に関する啓発、情報発信を行いました。

(2) 敬老見守り訪問事業 [対象：77歳・88歳・100歳]

従来の敬老金支給事業を見守りに主眼を置いた訪問事業に趣旨を変え、民生委員が本人宅を訪問、直接敬老お祝いを渡す機会に安否を確認し、見守り支援に繋がっています。

(3) みんなの給食プロジェクト「高齢者給食」 [対象：65歳以上のひとり暮らし]

(別紙)

(4) 認知症施策の充実

① 認知症早期支援事業 [対象：75歳以上]

(別紙)

② 認知症啓発推進事業（巡回認知症相談ほか） [対象：概ね60歳以上]

広く市民の認知症への理解を深めるため、各種講座や個人向け認知症サポーター養成講座の開催、高齢者ふれあいの里等での巡回認知症相談などを月間中に集中して実施しました。

(5) 高齢者応援企業認定事業 [対象：概ね65歳以上]

官民一体となって高齢者を応援するため、高齢者の安全安心や生きがいづくりに協力いただける事業所等を市が認定し、民間による地域支援を促進する事業を開始しました。

(6) シニアいきいきパスポート特別優待キャンペーン [対象：65歳以上]

まちぐるみで高齢者を支援するため、月間中、シニアいきいきパスポート協賛店のご協力により、通常より特典サービスがプラスされるキャンペーン（45店舗が参加）を展開しました。

明石こどもセンター（児童相談所）について

本市では、市民に最も近い基礎自治体が、責任を持ってこどもの命を守り、健やかな育ちを支えていくことを目的に、市として明石こどもセンター（児童相談所）を開設します。

つきましては、同センターの概要及び準備状況等について、以下のとおりお知らせします。

1 開設時期

2019年（平成31年）4月1日

2 施設の概要

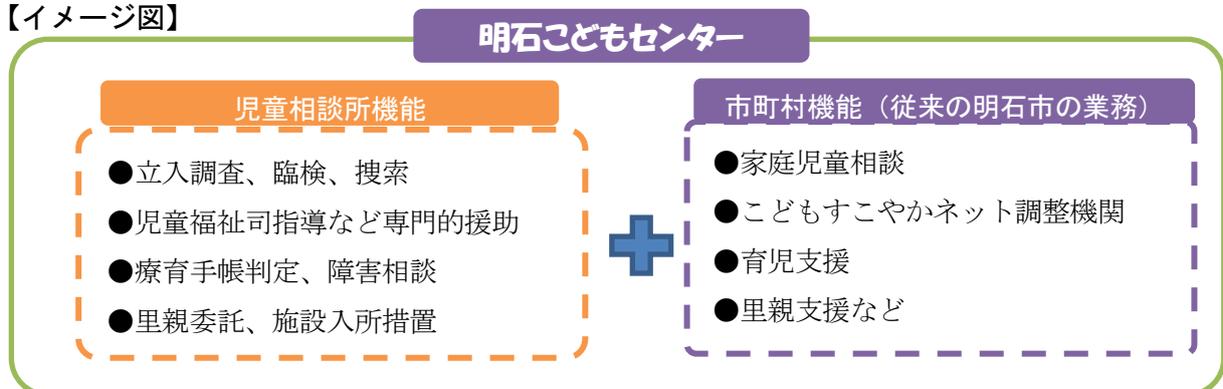
名称	明石こどもセンター
場所	明石市大久保町ゆりのき通1-4-7 あかし保健所横
規模等	鉄骨造2階建・延床面積：2,300㎡

3 所管する業務

明石こどもセンターは、明石市が設置する児童相談所として、身近な子育て相談など、これまで明石市が担ってきた業務に加え、都道府県等が設置する高度で専門的な相談に対応する児童相談所業務を併せ持つ児童相談所として開設します。

これにより、相談受付から家庭復帰後などの支援まで、一貫した体制により、迅速かつ適切に子どもや家庭に対する支援を実施していきます。

【イメージ図】



なお開設後は、兵庫県の児童相談所は明石市及び神戸市以外の児童・家庭を管轄し、明石こどもセンターは明石市の児童・家庭を管轄します。

4 業務実施体制

明石こどもセンターでは、基礎自治体が設置する児童相談所として、「こどものための児童相談所」であることを念頭に、「こどもの利益」を最優先に位置付け、こども目線に立った運営や対応を徹底します。この考え方のもと、こども・家庭にかかる幅広い相談・解題に迅速・的確に対応できるような組織体制で業務を実施します。

あわせて、これらの業務を円滑かつ効果的に実施できるよう、国の基準を上回る児童福祉司や児童心理司、児童指導員に加え、保健師、弁護士、指導主事、警察 OB など専門的知識や技術を有する職員を確保し、配置します。

5 里親推進の取組

本市では、すべての子どもが家庭と同様の環境など、一人ひとりにとって望ましい環境で生活できるよう、児童相談所の開設前より、里親制度の理解促進や啓発活動など、独自の様々な取組を進めています。

その結果、里親登録のための研修の受講者が増加し、新規の里親登録の増加につながっていることはもとより、ボランティア里親への登録も増加しているなど、取組の成果が着実に表れつつあります。

児童相談所の設置を踏まえ、今後、関係者等とより一層連携を密にすることにより、里親推進をはじめとした社会的養護を必要とするこどもの養育環境の整備を推進していきます。

6 今後の主なスケジュール（予定）

平成31年2月上旬	新築工事竣工
平成31年2月25日～27日	施設見学
平成31年3月24日	開所式
平成31年4月1日	児童相談所開所・業務開始

<幼児教育・保育の無償化に対する本市の取り組み>
保育施設における保育の質向上へ新たな支援
～あかしの保育所100%あんしんプロジェクト～

本市では、認可保育施設の量の拡充とあわせて、キャリアアップ研修等各種研修や巡回指導、保育監査等により、保育の質の向上にも取り組んできました。

中核市として、認可保育施設だけでなく、認可外保育施設を指導監督する責務を果たすため、すべての保育施設において、こどもたちの安全を守り、健やかな成長を支える場として、一層保育の質の向上を図っていく必要があります。

そこで、「あかしの保育所100%あんしんプロジェクト」と銘打ち、保育の質の向上に向けた取組を進める第一弾として、下記のとおり、認可外保育施設における保育の質の向上のための支援策を実施します。

1 支援策実施の目的

国の示す幼児教育・保育の無償化案によると、幼稚園や認可保育所、認定こども園だけでなく、認可外保育施設についても、国の指導監督基準を満たす施設について対象とすることとなっていますが、指導監督基準を満たさない施設についても、当面5年間は経過措置として、無償化の対象とされています。

しかしながら、認可外保育施設は施設によりその質に大きな差があるのが現状です。本市としましては、認可外保育施設についても、保育の質を確保することが大変重要であると考えことから、国の無償化案の先手を打つ形で、市内の認可外保育施設に対して、国の指導監督基準を満たすよう、必要な指導及び支援を行うものです。

2 市内認可外保育施設の現状（平成30年10月 実態調査による）

市内の認可外保育施設数・・・43施設

（内訳）企業主導型保育施設・・・8施設→国の指導監督基準におおむね適合

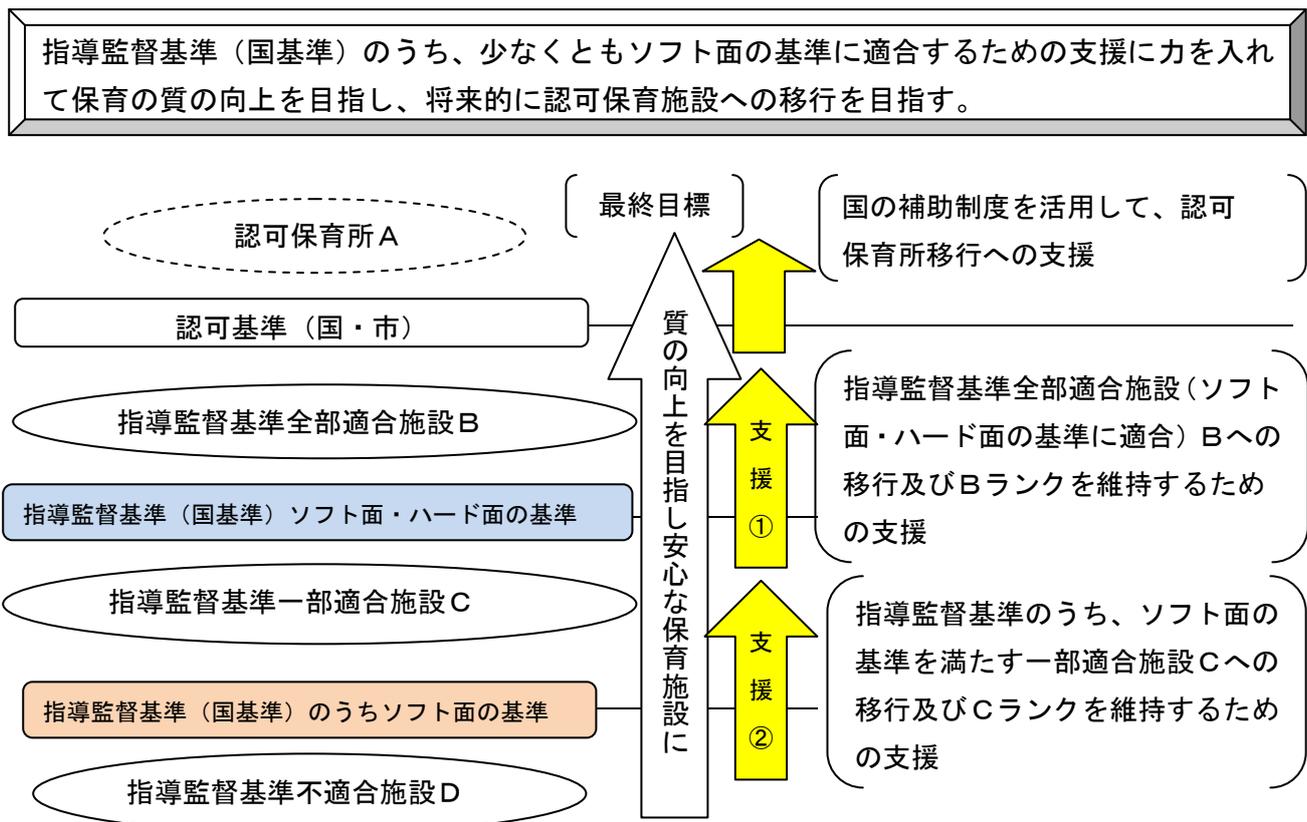
事業所内保育施設・・・18施設→国の指導監督基準におおむね適合

その他の認可外施設・・・17施設（※）

※ 「その他の認可外施設」のうち、約8割の施設は、国の基準に一部でも適合していない状況です。

※ 「その他の認可外施設」のうち、閉鎖予定や企業主導型への移行などの施設を除き、平成31年4月以降も「その他の認可外施設」として取り扱う施設は、12施設の予定です。

3 明石市認可外保育施設支援制度のイメージ



4 支援策の具体的な内容

【支援①】

指導監督基準全部適合施設（Bランク）への支援（Bランクへの移行及びBランクを維持する支援）

助成限度額：1施設あたり2,000千円

- 施設・処遇充実助成：600千円（児童健診費支援、職員健診費支援、保育の質の充実支援）
- 職員等処遇改善費助成：1,400千円（職員数、児童数など各施設の規模等に応じて助成）

【支援②】

指導監督基準一部適合施設（Cランク）への支援（Cランクへの移行及びCランクを維持する支援）

助成限度額：1施設あたり1,000千円

- 施設・処遇充実助成：300千円（児童健診費支援、職員健診費支援、保育の質の充実支援）
- 職員等処遇改善費助成：700千円（職員数、児童数など各施設の規模等に応じて助成）

5 次年度以降の取り組み

上記4の支援策に加え、認可保育施設への移行支援のほか、公立保育所OB等による巡回指導支援や、安全、保育実務等の研修を行い、更なる保育の質の向上を図ってまいります。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ (例)


3歳～5歳
 (保育の必要性の認定事由に該当する子供)

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭など

利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園、障害児通園施設 (※)

無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)

利用 → 幼稚園の預かり保育

幼稚園保育料の無償化 (月2.57万円まで)に加え、月1.13万円 (月3.7万円との差額)まで無償

利用 (複数利用) → 認可外保育施設、ベビーシッターなど (一般的にいう認可外保育施設、自治体の認証保育施設など)

月3.7万円まで無償

複数利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償 (幼稚園は月2.57万円まで)


3歳～5歳
 (上記以外)

- ・専業主婦(夫)家庭 など

利用 → 幼稚園、認定こども園、障害児通園施設

無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)

複数利用 → 幼稚園、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償 (幼稚園は月2.57万円まで)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。 (※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

待機児童解消に向けた緊急対策について

本市では、平成28年度から待機児童解消に向けた緊急対策を行い、約1,800人の受入枠を確保してまいりましたが、就学前人口や保育所利用希望者の大幅な増加により、平成30年4月1日現在で571人の待機児童が発生しています。

このような状況の中、今年度は「待機児童完全解消プロジェクト」として、民有地だけでなく市有地を活用した大規模施設の整備などを行い、さらに2,000人規模の受入枠の確保を目指し、平成31年4月の待機児童の解消に向け取り組んでいるところです。

1 今年度の施設整備について

NO	施設区分	運営法人等（仮称略）	場所	保育定員等	開設(予定)
1	保育所新設	(福)福祿会 アリス プレスクール 〔Alice Preschool〕	中朝霧丘	80人	H30.9
2	認定こども園新設	(福)勝原福社会 〔明石こども園〕	藤江 (卸売市場)	200人	H31.4
3	保育所新設	(福)千寿福社会 〔ゆりのき COCORO 保育園〕	大久保町 (JT跡地)	200人	H31.4
4	保育所新設	(福)子どもの家福社会 〔明石あすの保育園〕	大久保町 (JT跡地)	200人	H31.4
5	保育所新設	(福)星鈴福社会 〔星鈴保育園〕	明南町	110人	H31.4
6	認定こども園新設	(福)日の出福社会 〔北おうじ虹こども園〕	北王子	80人	H31.4
7	定員増	中尾保育所、高丘保育所	2か所	30人	H31.4
8	小規模保育事業	桜町ちいさな COCORO 保育園ほか	3か所	56人	H31.4
9	幼稚園の空間活用	市立幼稚園	27か所	685人	H31.4
10	企業主導型保育事業	市内事業者	18か所	356人	H31.4
受け入れ枠合計				1,997人	

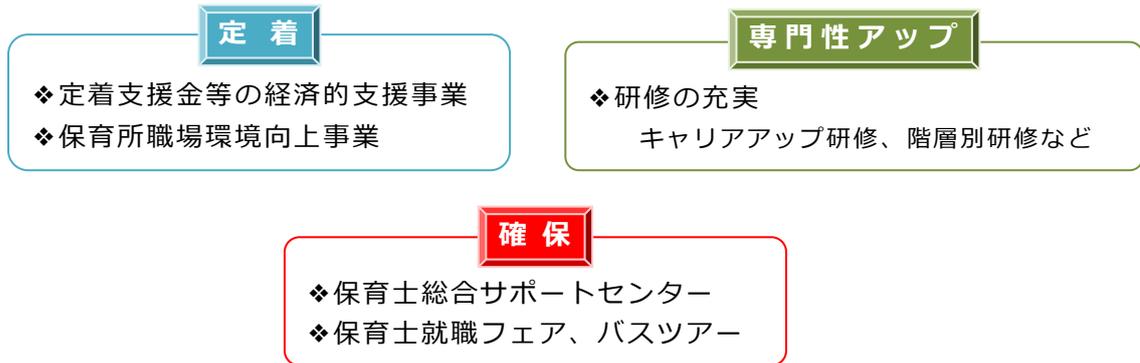
※NO. 2、3、4は、市有地を活用した施設整備

※NO. 9は、平成30年1月から実施している市立幼稚園での預かり保育事業や3歳児保育を、平成31年4月から拡充して実施するもの。

2 保育士確保と保育の質の確保に向けた取組みについて

保育施設の受入枠の確保と同時に、施設で働く保育士等を確保するために、保育士の確保、定着、専門性アップに向けた施策を実施しました。

具体的には、これまで実施してきた市内私立保育所等で勤務する保育士に対する経済的支援や私立保育所等に対する処遇改善事業に加え、保育士総合サポートセンターをオープンさせ、就業支援事業に取り組むなど保育士確保策を実施しています。さらに、保育士の質の向上に向け、キャリアアップ研修等を実施しました。



(1) 保育士定着支援金の充実（平成 30 年 10 月から）

一旦採用された保育士が長く働き続けることができる環境を整えるため、市内の私立保育所等で保育士として採用されると、採用後 6 年経過まで毎年 20 万円、7 年経過すると 30 万円を支給する方法で、**最大 150 万円**の一時金を支給します。

(2) 保育士総合サポートセンターの運営状況（平成 30 年 6 月から）

6 月 1 日に保育士確保のワンストップ窓口としてオープンし、就職相談や求職者と保育所とのマッチング、就職フェアなどのイベントを行っています。

- ・登録者数（平成 31 年 1 月 31 日現在）：203 人
- ・マッチング数：81 件（紹介状による就職 65 件、就職フェア等による就職 16 件）

(3) キャリアアップ研修（前期）の実施（平成 30 年 8 月から）

保育士の質の向上を図るため、職務に求められる専門的な知識・技能を習得できるよう、乳児保育や食育・アレルギー対応などの 8 分野について、県から指定認定を受けた兵庫大学・兵庫大学短期大学部と連携し、研修を実施しました。

【実施状況】

	前期	後期
期間	8 月 22 日～9 月 30 日	2 月 5 日～3 月 19 日
実施科目及び申込者数	①乳児保育 78 人、②幼児教育 54 人、③障害児保育 38 人、④保健衛生・安全対策 30 人、⑤マネジメント 30 人 〔延 230 人〕	①乳児保育 21 人、②幼児教育 10 人、③障害児保育 13 人、④マネジメント 5 人〔延 49 人〕

※各科目 3 日間～5 日間の 15 時間ずつ

2018年度(平成30年度)保健衛生の取組状況について(あかし保健所)

1 (仮称)ユニバーサル歯科診療所の整備について【保健総務課】

障害者等歯科診療所の施設・設備の老朽化と、障害のある方々の拡充整備を求める意見を踏まえ、ユニバーサル社会の実現へ向け、明石市立市民病院の敷地内に一般歯科での治療が困難な市民が受診できる歯科診療所の2020年開設準備を実施

(1) 予定事業内容

診療日時の拡大、全身麻酔治療への対応、認知症患者をはじめとする要配慮者の受入、障害者等を対象とした予防歯科の実施、訪問歯科の充実、市民病院入院患者に対する周術期口腔ケアの実施

2 特定不妊治療・不育症治療への支援について【保健総務課】

避妊していないのに1年以上妊娠しない不妊症や2回以上連続で流産や死産がある不育症は、経済的、身体的、精神的負担が大きいことから、早期受診・治療の促進のため、治療費の一部助成を実施

3 疾病予防・感染症対策の推進【保健予防課】

健康危機から市民を守るため、予防接種や検診など疾病予防の各種事業や、結核等感染症対策のための各種事業を実施

(1) 疾病予防対策

がんの早期発見、早期治療推進のため、各種がん検診を実施

高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種実施により、疾病の発生及びまん延を予防

(2) 感染症対策

感染症審査協議会を設置し、結核等感染症患者の就労制限や入院勧告を実施、感染症患者には医療費公費負担を実施、医療機関・高齢者施設等からの感染症発生届や報告を受けて、まん延防止のための現地調査や指導助言を実施

4 「こころのケア」プロジェクトの実施【健康推進課】

近隣市で発覚した長期間に及ぶ自宅監禁事件を受け、本市における同事案発生の予防と早期発見に結び付く方策として新たな取組みを実施

(1) 「こころの相談ダイヤル」の開設

引きこもりや虐待に悩む本人や家族だけでなく、地域での異変が気になりながら、相談を躊躇されていた第三者が匿名で連絡できる「こころの相談専用ダイヤル」を設置

(2) 「こころのケアねっと会議」の創設

心の不調で苦しむ市民に寄り添う包括的な支援についての課題を抽出し、安心して地域で暮らせる相談支援体制の充実・強化を図ることを目的に「こころのケアねっと会議」を開催

5 食品・環境衛生対策の推進【生活衛生課】

生活に不可欠な食品や衛生サービスの安全を確保するための各種事業を実施

(1) 食品衛生部門

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の健康保護を図るため、飲食店、食品製造施設などの監視指導を行ったほか、市内に流通する食品等の試験検査、食中毒や苦情食品の調査や食品を取り扱うイベントなどへの指導助言を実施

(2) 環境衛生部門

市民の日常生活と密接な関係がある環境営業施設（理美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場等）に対し、衛生基準等に合致する適切な維持管理が行われていることを確認するため、立入検査等を実施